

森林・林業政策の改革

～コンクリート社会から木の社会へ～

《効率的な森林整備の推進と間伐材等の安定供給》

- 山村の活性化**
(地域間格差の是正)
- ・森林整備事業による雇用の創出
 - ・山村に暮らす人々の安全安心の確保
 - ・山村資源の活用による新たな産業の創出

路網整備を加速化しつつ間伐を推進

- ・林道主体→作業道主体へ(10年後にドイツ並みに)
- ・高性能林業機械との組み合わせによる低コスト作業システムの一般化
- ・切り捨て間伐→利用間伐へ(林地残材の解消)

集約化施策を加速化

- ・意欲と能力のある林業経営体・事業体を育成
- ・原則、補助対象となる全ての森林施業を集約化施業に転換(H24まで)

国産材の加工流通構造の改革

- ・小規模・分散・多段階→大規模・効率的な国産材の加工・流通体制の整備

《間伐材をはじめ国産材を100%活用》

国産材住宅の推進

- ・在来工法住宅の国産材シェア(材積)を向上
- ・大工・工務店など、木造住宅・建築の担い手に対する支援

公共施設等への木材利用の推進

- ・公共施設における木材利用の義務付けを検討
- ・土木資材への利用拡大に向けた技術開発

バイオマス利用の促進

- ・国産材への原料転換、間伐材などの製紙・バイオマス利用の推進
- ・関連研究・技術開発の推進

バイオマスプラスチック

火力発電等における利用

- ・石炭火力発電における石炭と間伐材の混合利用の促進策を検討

条件整備のための支援

- ・フォレスター(森林・林業の経営専門家、技術者)の育成
- ・緑の雇用を通じた就業促進と着実なキャリアアップ
- ・地籍調査と連携した境界明確化の促進



川上

川下



低炭素社会の実現に向けての国民の意識形成

森林・林業・木材産業づくり交付金

【13,816(13,222)百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景/課題>

- ・京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄うことが必要
- ・効率的かつ安定的な林業経営を担い得る事業者等による施業集約化の推進が重要
- ・木材(用材)の自給率(H20)は24.0%
- ・年間約2,000万 m^3 (推計)発生している林地残材は、ほとんどが未利用
- ・山地災害発生箇所数 約4,000箇所/年(平成元年~20年までの平均値)

政策目標

- ・平成25年度までに、育成単層林から育成複層林へ7.2万haを誘導
- ・意欲ある事業者による事業量のシェアを拡大(素材生産量 5割(H17)→6割(H27)、造林面積 6割(H17)→7割(H27))
- ・木材供給・利用量を拡大(1,700万 m^3 (H16)→2,300万 m^3 (H27))
- ・周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加(約5万2千集落(H20)→約5万6千集落(H25))

<内容>

1. 森林整備の推進

定額助成方式により、①路網整備が遅れている地域での作業道の公的整備(平均1.4万円/m)、②集約化が困難な森林における間伐の実施(平均25万円/ha)、③再造林の低コスト化を促進(平均60万円/ha)するためのモデル的な取組を支援します。

2. 望ましい林業構造の確立

施業集約化に取り組む能力・体制を有すると認められ、かつ一定以上の素材生産能力を有する林業事業者等が高性能林業機械を導入する際の助成の優遇(交付率1/3→1/2)等を行います。

3. 木材利用及び木材産業体制の整備推進

品質・性能の確かな地域材の供給、外材から国産材への原料の転換、製紙用間伐材チップの安定供給などに必要な施設の整備を進めます。また、地域材を利用した公共施設の整備、発電用木質バイオマス燃料の製造施設の整備など木質バイオマスの総合的な利用を推進します。

4. 山地防災情報の周知

大規模な山地災害の発生時における都道府県間の協力体制の整備等により地域の防災体制を強化します。

交付率：定額(1/2、4/10、1/3等)
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、林業事業者、木材関連業者等

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁整備課	(03-3591-5893(直))
2の事業	林野庁経営課	(03-3502-8055(直))
3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292(直))
	林野庁木材利用課	(03-6744-2297(直))
4の事業	林野庁治山課	(03-3501-4756(直))

森林整備地域活動支援交付金

【5, 437(5, 437) 百万円】

対策のポイント

森林所有者等による森林施業の集約化などに必要な「森林情報の収集活動」及び「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」や、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等について支援します。

<背景/課題>

- ・低コストで効果的な森林整備を進めるためには森林施業の集約化が必要です。
- ・森林施業の集約化にあたっては林齢、樹種、林道からの距離など森林施業の必要性が判断できる情報の収集が必要です。
- ・また、計画的かつ一体的な森林施業を実施するには施業実施区域の明確化等が必要です。
- ・さらに、森林施業の集約化及び森林施業の実施を促進するためには、森林所有者の高齢化、不在村森林所有者などにより不明になりつつある森林の境界を明確にすることが必要です。

政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の促進を図り、森林の有する多面的機能の発揮

<内容>

1. 森林施業の集約化に必要となる地域活動への支援

森林施業の集約化のために必要となる「森林情報の収集活動」について、1ha当たり15,000円を交付することにより支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

2. 森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

森林施業計画が作成された森林で、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等の地域活動を対象として、1ha当たり年間5,000円を交付することにより支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

3. 森林施業の集約化や森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

「施業集約化・供給情報集積事業」の対象となる森林において、実施される「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対して、人証を使った場合1ha当たり24,000円、人証を使わなかった場合20,000円を交付することにより支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

4. 交付金の適正かつ円滑な交付に必要となる経費への助成

交付金に関する説明会の開催や地域活動の実施状況の確認など、地方公共団体が交付金を適正かつ円滑に交付するのに必要となる経費を助成します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：林野庁企画課 (03-3593-6115(直))]

森林整備地域活動支援交付金

【背景】

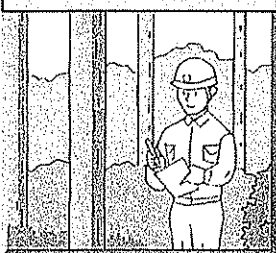
近年、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の施業意欲が減退し、適時適切な森林施業が十分に行われないなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じている。

事業の概要

計画的な森林施業が予定されていない森林

- 森林施業の集約化に必要となる「森林情報の収集活動」について
調査面積1ha当たり15,000円を交付
※森林施業計画が作成された森林と一体的に実施するもので一定の要件を満たす場合、森林施業計画が作成された森林でも実施可能
- 市町村長が認定する森林において実施する「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」について
<人証を使った場合>
1ha当たり24,000円を交付
<人証を使わなかった場合>
1ha当たり20,000円を交付

森林情報の収集活動



境界の明確化等



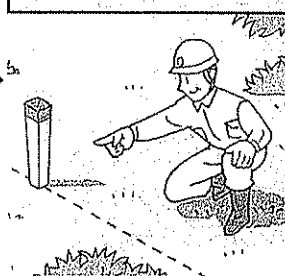
森林所有者への

施業提案に活用

既に森林施業計画が作成されている森林

- 森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」について
一定林齢以下の育成林1ha当たり5,000円を交付

施業実施区域の明確化作業



歩道の整備等



森林施業の集約化や森林施業の実施に必要なこれらの支援を実施することにより、適時適切な森林整備が促進され森林の有する多面的機能の発揮に資することとなる。

山村活性化総合推進事業

【599(722)百万円】

対策のポイント

NPO法人等、地域の多様な主体の連携により、森林資源を活用した新たな起業等、山村の6次産業化を支援します。

<背景/課題>

- ・山村は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たす一方、過疎化・高齢化の深刻化により、森林の整備及び保全に支障をきたすことが懸念されています。
- ・このため、多様な主体の連携により、低炭素化に貢献する森林バイオマスの積極的な利活用、教育・健康分野での森林・山村の活用等を推進することで、豊富な森林資源から新たな付加価値を創出し、山村の活性化を図ることが必要です。

政策目標

- ・森林資源の新たな活用により、山村を活性化
- ・新規定住者が増加している山村を4割に増加（H24）

<内容>

1. 社会的協働による山村再生対策構築事業（拡充）

森林資源の利用によるCO2排出削減量の取引、新素材・エネルギーの事業化等、山村における新たな付加価値の創造や都市の企業等とのマッチングを支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 山村再生総合対策事業（拡充）

山村特有の資源を活用した新たなビジネスモデルの確立に向け、NPO等多様な主体が実施する自主的な取組を推進します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

3. 森林総合利用推進事業（新規）

里山林の再生と森林環境教育、里山資源の活用等を組み合わせて自立・継続的に実施できる地域モデルを実証、確立し、全国的な取組の拡大を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3502-0048（直））]

森林の生物多様性保全総合対策事業

【1,076(168)百万円】

対策のポイント

生物多様性条約COP10の日本開催等を契機として、森林生態系の調査や、保護・管理技術の開発等によって、生物多様性保全を総合的に推進します。

<背景/課題>

- ・生物多様性条約COP10議長国としての先導的な役割を果たす必要があります。
- ・国土の7割を占める森林について、生物多様性の保全に関する施策を適切に実施するための多様性に関する状況の把握や、国民の理解の増進、我が国の取組の国内外への発信などが求められています。

政策目標

平成23年度までに「生物多様性の認知度」を50%に引き上げ。

<内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査（新規）

全国土を対象に植生等の生物多様性に関する定点観測を実施します。あわせて、データの分析等を行い、生物多様性の保全に向けた森林施策の検討に活用します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. デジタル森林空間情報利用技術開発事業（新規）

デジタル空中写真の撮影データを解析することにより、森林植生等の属地的な森林の状況について、効率的かつ高精度に把握するための実用化技術を開発します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 森林環境保全総合対策事業（拡充）

森林の生物多様性保全に向けて、森林の保護・管理に係る技術開発や、我が国における取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を促進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1、2の事業 林野庁計画課 | (03-6744-2300 (直)) |
| 3の事業 林野庁研究・保全課 | (03-6744-2311 (直)) |

森林づくり国民運動推進事業

【126（182）百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性の保全に向け、森林・林業について広く国民の理解を促進する緑化行事や企業等が参加する森林づくり活動等を支援します。

<背景／課題>

・地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するには、これまで以上に幅広い層への森林づくり活動への参加を促すとともに、多様な主体が参加したモデル的な森林づくり活動への支援を進めることが必要です。

政策目標

森林づくりに参加する企業、NPO等の数を増加させるとともに、国民の森林・林業に対する理解を深めます。

<内容>

1. 緑化等に対する国民の理解の促進

青少年による緑化活動の推進等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくりの実践支援

モデル的な森林づくり活動や森林生態系保全活動等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

3. 企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ

CSR活動等による森林づくり活動の促進に向けた取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 地域のシンボリックな里山や巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及

里山、巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課 (03-3502-8243(直))]

集約化施業促進等経営支援対策

【2, 820(2, 044) 百万円】

対策のポイント

施業集約化の加速化を図るため、集約化に取り組む事業体の育成と不在村森林所有者への働きかけ等を強化し、持続的な林業経営と国産材の安定供給体制を確立します。

<背景/課題>

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が利用可能な高齢級の森林に移行します。
- ・ 今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
- ・ 提案型集約化施業の推進による事業量の増大への対応、私有林の約1/4を占める不在村者の所有森林への森林施業の働きかけが喫緊の課題です。

政策目標

集約化施業に取り組む林業経営体・事業体が平成23年度末までに全ての私有林をカバーできる体制を構築

<内容>

1. 施業集約化・供給情報集積対策

提案型集約化施業の取組を一層拡大するため、「森林施業プランナー」の養成を加速化するとともに、不在村者に対する森林施業の働きかけの強化等を実施します。

施業集約化・供給情報集積対策 610(524)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：全国森林組合連合会

2. 提案型集約化施業経営支援対策

提案型集約化施業のノウハウの蓄積にかかる経費の50%相当を定額助成するとともに、事業実行中に不測の事態により損失発生した場合に損失額の3分の1を補てんします。また、高齢級間伐を実施する事業者が、民間金融機関から運転資金の融通を受ける際に生じる利子に対する助成及び損失発生額の3分の2を補てんします。

提案型集約化施業経営支援対策 1,450(1,450)百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

3. リースによる高性能林業機械の導入促進対策

高性能林業機械の導入手段の多様化と入手コストの軽減を通じた林業事業体の育成と生産性の向上を図るため、リースによる導入等を支援します。

リースによる高性能林業機械の導入促進対策 120(70)百万円
補助率：定額(リース料の8~12%程度)
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

4. 持続的林業経営確立対策

適切な森林管理の確保のための直接的支援のあり方の検討や木材価格の急激な下落に備えた経営安定等のあり方の検証等を行います。

持続的林業経営確立対策 640(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

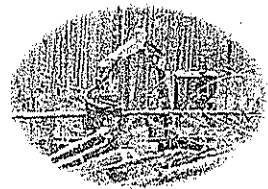
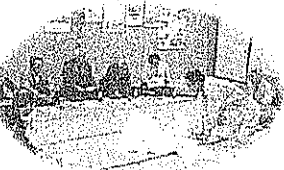
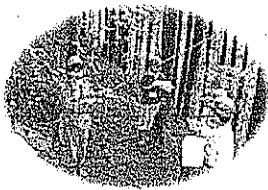
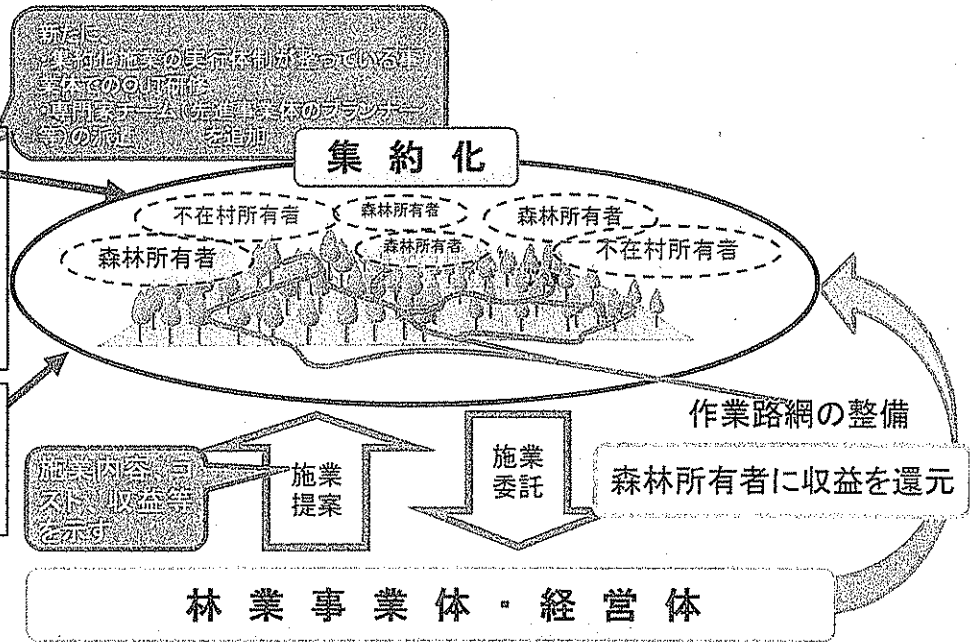
1~4の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))
4の事業 林野庁企画課 (03-3502-8036 (直))
2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2302 (直))

集約化施業促進等経営支援対策

利用間伐による国産材利用拡大の取組・伐採系コスト削減の取組

①「森林施業プランナー」の育成を通じて集約化施業を担える林業事業体を育成

②不在村所有者への施業の働きかけの強化



③集約化施業に取り組む林業経営体・事業体が平成23年度末までに全ての私有林をカバーできる体制を構築

④利用間伐等施業の効率的実施

- ア リースによる高性能林業機械の導入支援
 - イ 切捨間伐から利用間伐への転換を進めるため、集約化施業のノウハウ蓄積等に対して支援
 - ・利用間伐の実施に対して25万円/haを定額助成
 - ・不測の事態※により生じた損失の1/3を補てん
 - ウ 利子助成や損失補てんにより、高齢級森林での利用間伐を促進
- ※利用間伐の取組初期の段階での、作業道作設中に岩が出た、水を濁らせてしまった等不測の事態に対するリスクを軽減

⑥森林管理・環境保全のための経営実態調査

小～中・大規模までの多様な林業経営体ごとに経営実態の基礎的な把握

- ・樹種、年齢構成
- ・森林管理の状況
- ・経営収支の調査分析 など

適切な森林管理を確保するための直接的な支援のあり方の検討

⑦主伐から次の主伐までの森林施業のトータルコストを削減する経営改善・経営安定モデルの構築

スギの50年間の育林コスト 約250万円

うち 地拵・植栽～下刈までの5年間で約5割のコストを占める

育林コストの削減

- ・植栽本数の大幅な見直し
- ・初期成長の早い苗木の導入
- ・下刈範囲の縮小 などを実証

販売収入の安定的な確保等

- ・経営経費全般の調査・分析、新規販路の開拓等を支援

経営改善・経営安定のあり方を検証

低コストで持続的・安定的な林業経営モデルを構築

育林系コスト削減の取組
主伐～主伐までの森林管理・環境保全による林業経営の持続性・経営の安定性を確保する取組

緑の雇用総合対策事業

【2,490(6,077)百万円】

対策のポイント

雇用拡大に向けた新規就業者・参入者の実地研修や中堅層の能力向上対策を実施するとともに、人材育成のあり方を見直すための調査を実施します。

<背景/課題>

- ・森林吸収源対策として適切な森林整備を支える労働力の確保と林業経営の担い手の確保・育成・定着を図ることが必要です。
- ・また、こうした人材の効率的・効果的な育成方法について検討することが必要です。

政策目標

減少が見込まれる林業労働者数について、
森林整備を実施するために必要な水準を維持します。
<平成27年推計値4万人 → 5万人程度>

<内容>

1. 緑の雇用担い手対策事業

林業経験のない方が基本的な技術を習得できるよう、3年間のOJT研修等に必要な経費を雇用主に対して支援します。

（補助率：定額（研修費9万円/月・人、講師代2万円/日・人、最長10ヶ月間）
事業実施主体：全国森林組合連合会）

2. 林業就業者スキルアップ対策モデル事業（新規）

コスト管理など現場管理のできる人材を育成するため、必要な研修を試行的に実施するためのカリキュラム等の作成や研修参加に必要な経費に対して支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

3. 林業経営者育成確保事業（新規）

人材育成の充実・強化に向けた調査、大学等による中核的林業経営者養成、林業高校生に対する林業経営・就業体験等に必要な経費を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))
3の事業 林野庁研究・保全課 (03-6744-2311 (直))

木材産業活性化総合対策事業

【251(272)百万円】

対策のポイント

地域における木材関係企業等の連携促進や木材製品の品質・性能の向上に取り組むとともに、間伐材チップの安定供給体制づくりを推進します。

<背景/課題>

- ・森林整備の推進や木材自給率（平成20年：24.0%）の向上には、間伐材等の利用拡大が喫緊の課題であり、木材需要の大半を占める住宅及び製紙への利用拡大が必要です。
- ・国内製材工場の94%は中小規模で、品質・性能の均一な製材品の安定供給に向けた企業間連携、技術の向上及び機械設備等の改善が必要です。
- ・製紙用針葉樹チップの4割は輸入製品に依存しており、間伐材チップ等の利用拡大に向けた体制整備が必要です。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万^m³に拡大
(H16:1,700万^m³)

<内容>

1. 地域材の水平連携加工システム推進事業

中核工場と連携する中小製材工場の生産品目等の転換、連携体制構築に向けた協議会活動、中核工場の品質向上のための技術指導に必要な経費を補助します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

2. 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業

地域の間伐材チップの安定供給のための計画作成等及び取引方法の明確化のための指針作成等を行うために必要な経費を補助します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 木材供給高度化設備リース促進事業

製材業、木材販売業等を営む企業が機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。

補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

[お問い合わせ先：林野庁木材産業課 (03-6744-2292)]

国産材利用拡大総合対策事業

【1,983(321)百万円】

対策のポイント

住宅・建築資材、土木・建具等多様な分野での国産材利用の拡大に取り組むとともに、国産材利用の啓発・普及を推進します。

<背景/課題>

- ・平成20年の木材自給率は、24.0%（対前年比1.4ポイント増加）で4年連続向上。
- ・国産材需要の過半を占める住宅分野について、平成20年の新設住宅着工戸数は109万戸と、平成15～19年の同平均119万戸と比較し低位な状況。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万 m^3 に拡大
(H16:1,700万 m^3)

<内容>

1. 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（拡充）
「顔の見える木材での家づくり」等地域材住宅づくり活動、長期優良住宅等に対応した地域材による住宅部材の開発、木造建築設計の担い手育成等を支援します。
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体
2. 国産材多角的利用促進事業（新規）
型枠用合板等の原料を外材や非木質原料から国産材へ転換するための技術開発、内装材など資材ごとの国産材の安定供給に向けた仕組みづくり等を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
3. 地域材利用加速化支援事業（新規）
建築物の防火性能試験や地域材のトレーサビリティシステムの確立、室内化学物質が健康に及ぼす影響の検証、国産材住宅に係る情報発信力の強化等を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
4. 木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業（新規）
国産材利用の実需拡大を図る「木づかい運動」について、企業等のニーズに応じた情報提供やマッチングの場の提供等を実施します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
5. 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業（新規）
市場における違法伐採木材排除のために、合法性証明の取組状況のモニタリングや、輸入木材の調査、合法木材の普及等を推進します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- | | | |
|----------|----------|--------------------|
| 1、2、3の事業 | 林野庁木材産業課 | (03-6744-2294 (直)) |
| 4、5の事業 | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2296 (直)) |

木質バイオマス利用加速化事業

【752(0)百万円】

事業のポイント

電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に推進します。

<背景/課題>

- ・間伐材等の林地残材が年間約2,000万 m^3 （推計）発生しているが、ほとんどが未利用。
- ・電力事業において間伐材の大量・安定的な利用を志向する動きが強まっている。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約38,000トン（平成20年）に増加。

政策目標

燃料または発電用の木質バイオマス利用量（間伐材等の林地残材由来）
31万 m^3 （平成20年）→300万 m^3 （平成24年）

<内容>

1. 原木等供給者と需要者間の需給のマッチングに対する支援

流通コーディネートに必要な人材の育成強化のための研修会の開催や木質バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるマッチング活動に対し支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

2. 林地残材の収集・運搬コストの低減のための取組への支援

間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組に対し支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

3. 木質ペレットの安定的な販路の開拓、流通体制の整備等の推進

地域における木質ペレット等の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取組みに対し支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 木質バイオマス普及のための基盤づくりに対する支援

(1) 木質バイオマス利用機器の開発・改良

木質バイオマス利用機器の低コスト化や性能向上のための試作品の製作・改良、木質ペレットストーブの性能向上等に関する共同開発の実施に対し支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

(2) 規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の試験等

規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：
1 の事業 林野庁木材産業課（03-6744-2291（直））
2～4の事業 林野庁木材利用課（03-6744-2297（直））

森林整備事業・治山事業（公共）

【森林整備事業 136,997（161,735）百万円】

【治山事業 84,017（99,190）百万円】

対策のポイント

- 路網を整備しつつ、集約化施業の加速化により利用間伐を促進し、森林吸収源対策など国民の期待に応える森林整備を推進します。【森林整備事業】
- 森林の保水、山崩れ防止機能を発揮させ安全・安心を確保するため、荒廃地を復旧し、森林を再生する治山対策を展開します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のため、効率的な間伐の推進が必要。
- ・「非常に激しい雨（1時間降水量50mm）」の増加に加え、「今後、強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高い」（IPCC報告書）ことから、山地災害発生リスクの増加が懸念。

政策目標

- ・京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた間伐の実施（6年間で330万ヘクタール）等 【森林整備事業】
- ・周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（H20年度）から約5万6千集落（H25年度）に増加等 【治山事業】

<内容>

1. 森林整備事業

路網の整備を促進しつつ、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換するとともに、基盤が整備された地域の間伐は、原則、間伐材を搬出利用するものに限定します。

（1）多面的機能の持続的発揮に向けた間伐等の森林整備

- ① モザイク林への誘導により公益的機能を確保し、資源の循環利用等にも貢献
- ② 里山地域の森林整備・保全上問題となっている竹林対策の支援等を充実

（2）効率的な間伐等に資する路網整備の推進

- ① 高性能林業機械の導入に対応した路網を整備し利用間伐を推進
- ② 木製構造物を用いた既設林道及び作業道を対象に、林道改良の計画作成を支援

2. 治山事業

流域全体を見据えた効果的な森林の再生を図る治山対策を推進します。

- ① 溪畔林の整備、危険木除去等の総合的な流木災害防止対策を推進
- ② 流域生態系の維持・向上に資する新工法等の開発、定着を促進
- ③ 最新技術の活用による効率的な崩壊危険地等の調査手法を開発

お問い合わせ先：1の事業 林野庁整備課（03-6744-2303（直））
2の事業 林野庁治山課（03-6744-2308（直））